（登録の申請）

第五十八条　法第八十四条の規定により登録の申請をしようとする者（以下「登録申請者」という。）は、様式第二十二による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　［略］

三　登録申請者が法第八十五条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四　［略］

五　法第八十六条第一項第二号イに規定する部門（以下「確認調査部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）の組織を明らかにする書類

六・七　［略］

八　法第八十六条第一項第二号ロに規定する文書として、第六十二条に規定する標準作業書及び次に掲げる文書

イ～ニ　［略］

九　［略］

（登録の更新の手続）

第五十九条　法第八十七条の規定により、登録調査機関が登録の更新を受けようとする場合は、前条の規定を準用する。

（確認調査部門管理者の業務）

第六十条　確認調査部門管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二　［略］

三　確認調査について第六十二条に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により確認調査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

四　［略］

（信頼性確保部門の業務）

第六十一条　信頼性確保部門は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　第五十八条第八号ロの文書に基づき、確認調査の業務の管理について内部点検を定期的に行うこと。

二　第五十八条第八号ハの文書に基づき、精度管理を行うとともに、当該文書からの逸脱が生じた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

三・四　［略］

（確認調査の方法）

第六十二条　法第八十八条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した標準作業書に基づく書類調査及び現地調査による方法とする。

一～五　［略］

（利害関係を有する事業者）

第六十三条　法第八十八条第三項の経済産業省令で定める登録調査機関と著しい利害関係を有する事業者は、次に掲げる者とする。

一～五　［略］

（事業所の変更の届出）

第六十四条　登録調査機関は、法第八十九条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第二十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（調査業務規程の届出）

第六十五条　登録調査機関は、法第九十条第一項前段の規定による届出をするときは、確認調査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第二十四による届出書に当該届出に係る調査業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（調査業務規程の変更の届出）

第六十六条　登録調査機関は、法第九十条第一項後段の規定による変更の届出をするときは、様式第二十五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（登録の申請）

第二十七条　法第三十九条の規定により登録の申請をしようとする者（以下「登録申請者」という。）は、様式第十二による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　［略］

三　登録申請者が法第四十条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四　［略］

五　法第四十一条第一項第二号イに規定する部門（以下「確認調査部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）の組織を明らかにする書類

六・七　［略］

八　法第四十一条第一項第二号ロに規定する文書として、第三十一条に規定する標準作業書及び次に掲げる文書

イ～ニ　［略］

九　［略］

（登録の更新の手続）

第二十八条　法第四十二条の規定により、登録調査機関が登録の更新を受けようとする場合は、前条の規定を準用する。

（確認調査部門管理者の業務）

第二十九条　確認調査部門管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二　［略］

三　確認調査について第三十一条に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により確認調査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

四　［略］

（信頼性確保部門の業務）

第三十条　信頼性確保部門は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　第二十七条第八号ロの文書に基づき、確認調査の業務の管理について内部点検を定期的に行うこと。

二　第二十七条第八号ハの文書に基づき、精度管理を行うとともに、当該文書からの逸脱が生じた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

三・四　［略］

（確認調査の方法）

第三十一条　法第四十三条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した標準作業書に基づく書類調査及び現地調査による方法とする。

一～五　［略］

（利害関係を有する事業者）

第三十二条　法第四十三条第三項の経済産業省令で定める登録調査機関と著しい利害関係を有する事業者は、次に掲げる者とする。

一～五　［略］

（事業所の変更の届出）

第三十三条　登録調査機関は、法第四十四条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（調査業務規程の届出）

第三十四条　登録調査機関は、法第四十五条第一項前段の規定による届出をするときは、確認調査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第十四による届出書に当該届出に係る調査業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（調査業務規程の変更の届出）

第三十五条　登録調査機関は、法第四十五条第一項後段の規定による変更の届出をするときは、様式第十五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。